

# 厚生常任委員会資料

令和7年7月16日

福祉保健部

## 【その他報告事項】

令和6年度の児童相談所における児童虐待相談対応件数について・・・3－6ページ

## 令和6年度の児童相談所における児童虐待相談対応件数について

こども家庭課

## 1 児童虐待に関する相談対応件数

H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
1,136	1,379	1,953	1,883	1,843	2,019	1,791	1,987
<180.0%>	<121.4%>	<141.6%>	<96.4%>	<97.9%>	<109.5%>	<88.7%>	<110.9%>

(注) 下段&lt; &gt;内は、対前年度比である。

相談対応件数とは、令和6年度中に児相が相談を受け、援助方針会議の結果により指導や措置等を行った件数である。

(参考) 全国の虐待に関する相談対応件数

H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
133,778	159,838	193,780	205,044	207,660	214,843	225,509	未公表
<109.1%>	<119.5%>	<121.2%>	<105.8%>	<101.3%>	<103.5%>	<105.0%>	

(注) 下段&lt; &gt;内は、対前年度比である。

その他報告事項

## 2 虐待の経路別相談件数

(注) 下段 ( ) 内は、構成比である。3 以下についても同様。

総数	家 族						計	親戚	近隣知人	児童本人	児童委員
	虐待者本人			虐待者以外							
	父親	母親	その他	父親	母親	その他					
1,987	0	23	2	12	20	16	73	34	232	15	1
(100%)	(0.0%)	(1.2%)	(0.1%)	(0.6%)	(1.0%)	(0.8%)	(3.7%)	(1.7%)	(11.7%)	(0.8%)	(0.1%)

警察等	都道府県		市町村			医療機関等	児童福祉施設等		学校等		その他
	児童相談所	その他	福祉事務所	保健センター	その他		保育所	その他	学校	その他	
890	122	3	244	0	26	29	10	6	238	7	57
(44.8%)	(6.1%)	(0.2%)	(12.3%)	(0.0%)	(1.3%)	(1.5%)	(0.5%)	(0.3%)	(12.0%)	(0.4%)	(2.9%)

(注) 都道府県の「児童相談所」は、他の児童相談所から移管を受けたケースなど。  
 都道府県の「その他」は、福祉事務所など。  
 市町村の「その他」は、町村役場の児童福祉担当課など。  
 学校等の「その他」は、幼稚園、教育委員会など。

## その他報告事項

## 3 虐待の相談種別

	総 数	身体的虐待	性的虐待	保護の怠慢 ないし拒否	心理的虐待
6年度	1,987	521	23	351	1,092
	(100.0%)	(26.2%)	(1.2%)	(17.7%)	(55.0%)
(参考) 5年度	1,791	408	37	289	1,057
	(100.0%)	(22.8%)	(2.1%)	(16.1%)	(59.0%)

- (虐待の定義)
- 身体的虐待：殴る、蹴る、タバコの火を押しつけるなど
  - 性的虐待：こどもへの性的行為、性器や性交をみせるなど
  - 保護の怠慢、拒否：食事の世話をしない、入浴させない、家に閉じこめるなど
  - 心理的虐待：言葉によるおどし、兄弟との差別的取扱い、極端な無視、児童の目  
前でのDVなど

## 4 主な虐待者

総 数	父		母		その他
	実 父	実父以外	実 母	実母以外	
1,987	826	160	925	11	65
(100.0%)	(41.6%)	(8.1%)	(46.6%)	(0.6%)	(3.3%)

(注) 「その他」は、祖父母、兄弟姉妹、おじおばなど

## 5 被虐待児童の年齢構成

総 数	0～3歳未満	3歳～6歳	7歳～12歳	13歳～15歳	16歳～18歳
1,987	344	483	759	290	111
(100.0%)	(17.3%)	(24.3%)	(38.2%)	(14.6%)	(5.6%)

## 6 相談対応件数の現状分析

令和5年度はやや減少したものの、令和6年度は再び増加し、令和4年度の2,019件をピークに、高止まり傾向が続いている。

その理由としては、児童虐待死亡事件の全国的な報道等による関心の高まりや、児童相談所への無料直通ダイヤル「189」（いちはやく）など、相談窓口・方法の周知が進んだこと、警察や学校などの関係機関等による通告の徹底が図られたことが考えられる。

## 7 今後の対応

多様化・複雑化する児童虐待や相談内容に適切に対応するため、引き続き児童相談所の体制強化を進める。

併せて、現在18市町村が設置している「こども家庭センター」（全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う）について、全市町村への設置を促すことにより、県全体の児童虐待防止体制の強化を図る。